

令和8年度 新見市監査計画

1 実施方針

監査を実施するにあたっては、予算及び事務事業の執行が地方自治法をはじめとする各種法令等を遵守し、経済性、効率性、有効性の視点から、より良い行政運営が確保されるよう、その改善を図るための指導、提案を積極的に行うものとする。

また、新見市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、監査を効果的かつ効率的に実施することができるよう、次のとおり監査計画を定める。

2 実施予定の監査等の種類及び対象（監査実施時期は別表のとおり）

（1）例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

現金の出納事務が適正に行われているかを主眼に、計数の確認、現金残高の確認、収入・支出関係書類の検査を実施する。

（2）決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算書並びに財務諸表の計数の正確性を検証するとともにその分析を行い、予算執行、事業執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼に審査を実施する。併せて財産の管理状況検査及び企業会計の棚卸検査についても実施する。

（3）基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

基金の運用状況について、計数の正確性を検証するとともに、設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかを主眼に書類審査を実施する。

（4）健全化判断比率及び資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

健全化判断比率と公営企業の資金不足比率について、計数の確認、照合を行い、適正に算定されているか審査を実施する。

（5）定期監査（地方自治法第199条第4項）

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が、法令等の趣旨に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼に、部署ごとに監査を実施する。

（6）財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

監査委員が必要と認めるとき、又は普通地方公共団体の長から要求があるときは、自治体が財政的援助（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助）を与えている団体、出資団体、借入保証団体、信託の受託者、公の施設の管理者（指定管理者）に対して監査することができる。

【補助金等交付団体】

本市が補助金等を交付している団体の事業及び出納事務が、補助の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、団体に対する指導監督が適切に行

われているかを主眼に、当該団体及び所管部局の監査を実施する。

【出資団体】

本市が出資を行っている団体について、出資の目的に沿った事業運営が行われているか、また、会計経理、財産管理等が適正に行われているかを主眼に、当該団体及び所管部局の監査を実施する。

【公の施設の指定管理者】

本市が公の施設の管理を行わせている団体について、当該管理業務に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼に、当該団体及び所管部局の監査を実施する。

(7) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

監査委員が必要であると認めるとき、一般行政事務の執行が法令等の規定に基づき適正、合理的、効率的に行われているかを主眼に、テーマを絞って適時に実施する。

(8) その他特別監査

特別監査は、要求又は請求に基づく監査及び随時監査等で事案発生の都度、実施計画作成のうえ実施する。

①要求に基づく監査

- ・ 議会の要求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）
- ・ 市長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）
- ・ 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2の2第3項又は地方公営企業法第34条）

②請求に基づく監査

- ・ 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）
- ・ 請願の措置としての監査（地方自治法第125条に関して同法第199条に基づき実施）
- ・ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

③随時監査（地方自治法第199条第5項）

- ・ 監査委員が必要であると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

3 監査等の対象別実施予定時期

監査等の対象別の実施予定時期は、次の表のとおりとする。詳細な実施時期については、被監査部局等と調整して決定する。

別表

	監 査	審 査	検 査
4月	監 査 計 画 策 定		例月現金出納検査
5月	水道棚卸監査		例月現金出納検査
6月	一般・特別会計・公営企業会計 決算審査・基金運用状況審査		例月現金出納検査
7月	財政健全化及び資金不足 比率審査		例月現金出納検査
8月	決算審査意見書及び財政健全化 判断比率等審査意見書提出		例月現金出納検査
9月			例月現金出納検査
10月	定期監査[前期]		例月現金出納検査
11月	財政援助団体等監査		例月現金出納検査
12月			例月現金出納検査
1月	定期監査[後期]		例月現金出納検査
2月			例月現金出納検査
3月	～ 定期監査結果及び財政援助団体等監査の報告及び公表 ～		例月現金出納検査

	監 査	審 査	検 査
4月	監 査 計 画 策 定		例月現金出納検査
5月	水道棚卸監査		例月現金出納検査
6月	一般・特別会計・公営企業会計 決算審査・基金運用状況審査		例月現金出納検査
7月	財政健全化及び資金不足 比率審査		例月現金出納検査
8月		決算審査意見書及び財政健全化 判断比率等審査意見書提出	例月現金出納検査
9月			例月現金出納検査
10月	定期監査[前期]		例月現金出納検査
11月	財政援助団体等監査		例月現金出納検査
12月			例月現金出納検査
1月	定期監査[後期]		例月現金出納検査
2月			例月現金出納検査
3月	～ 定期監査結果及び財政援助団体等監査の報告及び公表 ～		例月現金出納検査